令和４年４月１日現在

**特別養護老人ホームくじらなみ　サービス利用料金表**

**１．介護保険制度の利用者負担について**

　利用者負担＝介護保険サービスの各負担割合（1割～３割）＋居住費＋食費＋日常生活費

**２．利用料金**

原則として下記の通りです。介護保険負担限度額の減免制度や介護保険負担割合などの認定の内容に基づいた負担額となります。

①施設利用料金

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 要介護度 | １日あたりの自己負担額 | １ヶ月（３０日）あたりの自己負担額 |
| １割 | ２割 | １割 | ２割 |
| 要介護度１ | ６５２円 | １，３０４円 | １９，５６０円 | ３９，１２０円 |
| 要介護度２ | ７２０円 | １，４４０円 | ２１，６００円 | ４３，２００円 |
| 要介護度３ | ７９３円 | １，５８６円 | ２３，７９０円 | ４７，５８０円 |
| 要介護度４ | ８６２円 | １，７２４円 | ２５，８６０円 | ５１，７２０円 |
| 要介護度５ | ９２９円 | １，８５８円 | ２７，８７０円 | ５５，７４０円 |

②その他加算される料金

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 加算の種類 | 内容 | １割 | 2割 |
| 精神科医師定期的療養指導加算 | 　精神科医による定期的（月２回以上）な療養指導を行った場合 | 1日あたり5円 | 1日あたり10円 |
| 個別機能訓練加算 | 　個別機能訓練計画を作成し、これに基づき計画的に機能訓練を行った場合 | 1日あたり12円 | 1日あたり24円 |
| 看護体制加算（Ⅰ） | 　常勤の看護職員が１名以上配置　　　　　　　　されている場合 | 1日あたり4円 | 1日あたり8円 |
| 日常生活継続支援加算（Ⅱ） | 　要介護4･5の者が70 %以上,認知症の者が65%以上入居している、又は特定行為を必要とする者が１５％以上であること、かつ介護福祉士が基準を満たして配置されている場合 | 1日あたり46円 | 1日あたり92円 |
| 夜勤職員配置加算（Ⅳ） | 　夜勤時間帯内に、職員を基準より１人以上多く配置かつ喀痰吸引等ができる介護職員を配置 | 1日あたり21円 | 1日あたり42円 |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） | 介護職員の賃金の改善を行うため、キャリアパス要件を満たし、都道府県知事に届け出をし、サービスを行った場合 | 施設利用料＋各種加算の合計金額の8.3％分 |
| 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） | 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）を取得していることを条件に職場環境等の要件に関し、複数の取り組みを行っている場合 | 施設利用料＋各種加算の合計金額の2.7％分 |
| 初期加算 | 　新規入所及び１ヶ月以上の入院後、再び入所した場合、３０日間加算 | 1日あたり30円 | 1日あたり60円 |
| 入院・外泊時加算 | 　入院・外泊当日と帰園日を除く　　　　　　　　　６日間加算 | 1日あたり246円 | 1日あたり492円 |
| 療養食加算（※１） | 主治医より疾患治療の直接手段として発行された食事せんに基づき、食事が提供された場合 | 1食あたり6円 | 1食あたり12円 |
| 看取り介護加算（Ⅰ）（※２） | 　医師が一般に認められる医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断したものについて、看取り介護を行った場合　（上限４５日まで算定できる） | 死亡日45日～31日前（15日間）　 |
| 1日あたり72円 | 144円 |
| 死亡日30日前～4日前（27日間） |
| 1日あたり144円 | 1日あたり288円 |
| 死亡日の前日・前々日（2日間） |
| 1日あたり680円 | 1日あたり1,360円 |
| 死亡日（1日） |
| 1,280円 | 2,560円 |
| 安全対策体制加算 | 外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策を実施する体制が整備されていること。※入所時に1回を限度として算定 | １回２０円入所時のみかかります。 |

※１　療養食加算は、主治医より食事せんの発行された方が加算の対象となります。

※２　看取り介護加算は、主治医より看取りと診断を受け、かつ、本人またはご家族が看取りを希望した方が加算の対象となります。

※３　３割負担の方について、１割負担の料金額の３倍の金額となります。

③居住費および食費

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 |  | 預貯金有価証券等の合計 | 居住費 | 食費 |
| 1日当り | 1ヶ月当り | 1日当り | 1ヶ月当り |
| 第1段階 | 生活保護受給者等 |  | 820円 | 24,600円 | 300円 | 9,000円 |
| 世帯全員が住民税非課税 | 老齢福祉年金受給者 | 単身：1,000万円以下夫婦：2,000万円以下 |
| 第2段階 | ８０万円以下 | 単身：650万円以下夫婦：1,650万円以下 | 390円 | 11,700円 |
| 第３段階-① | 80万円超120万円以下 | 単身：550万円以下夫婦：1,550万円以下 | 1,310円 | 39,300円 | 650円 | 19,500円 |
| 第３段階-② | 120万円超 | 単身：500万円以下夫婦：1,500万円以下 | 1,310円 | 39,300円 | 1,360円 | 40,800円 |
| 第４段階 | 課税世帯の方 |  | 2,006円 | 60,180円 | 1,445円 | 43,350円 |

※配偶者は、世帯が別でも住民税が課税の場合は認定されません。

※第２号被保険者（64歳以下の介護認定者）の預貯金等の要件は、単身で1,000万円以下、夫婦で2,000万円以下

となります。

**３．高額介護サービス費**

（介護保険負担割合の合計額が一定の上限額を超えた分が払い戻しされます。）

|  |  |
| --- | --- |
| 段階区分 | 負担の上限額（月額） |
| 生活保護を受給している世帯 | 世帯　１５，０００円 |
| 世帯全員が市町村民税非課税 | 世帯　２４，６００円 |
| 世帯全員が市町村民税非課税で前年の公的年金収入額+その他の合計所得　年金額の合計が８０万円以下の方等 | 世帯　２４，６００円個人　１５，０００円 |
| 市町村民税課税～課税所得３８０万円（年収７７０万円）未満 | 世帯　４４，４００円 |
| 課税所得380万円（年収770万円）～課税所得690万円（年収約1,160万円）未満 | 世帯　９３，０００円 |
| 課税所得６９０万円（年収１，１６０万円）以上 | 世帯１４０，１００円 |

**４．電気料金**

　持ち込んだ以下の電化製品に関しては、設置月から負担していただきます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 電化製品 | 電気料金(月額) | 電化製品 | 電気料金(月額) |
| テレビ | ２００円 | 冷蔵庫 | ４００円 |
| あんか | ２００円 | 電気毛布 | ３００円 |

**５．入院・外泊時の居住費**

　７日目以降の居住費は介護保険負担限度額区分に応じた費用を負担していただきます。

　（入院・外泊した場合、６日目までは「２．利用料金②」の入院・外泊時加算と居住費をいただきます。）

**６．その他**

○介護用品にかかる費用は介護費用に含まれています。

　○経管栄養及び喀痰吸引に係る衛生材料費はご本人の負担となります。

　○加算等料金に変更がある場合は、改めてご説明いたします。